職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年９月29日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

岩手県人事委員会規則第15号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第11条　職員別給与簿には、第８条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。 （１）～（３）　［略］ （給与支給機関等に対する通知） 第12条　給与支給権者は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度給与支給機関に通知しなければならない。 （１）～（５）　［略］ （６）　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく職員の属する共済組合名及び掛金率 ２～５　［略］	第11条　職員別給与簿には、第８条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。 （１）～（３）　［略］ （４）　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく標準報酬の改定月、等級及び月額並びに標準期末手当等の額 （給与支給機関等に対する通知） 第12条　給与支給権者は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度給与支給機関に通知しなければならない。 （１）～（５）　［略］ （６）　地方公務員等共済組合法に基づく職員の属する共済組合名及び掛金率 ２～５　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

様式第２中

「

現金支給額	備考
(26)	(27)

を

「

現金支給額	標準報酬							標準期末手当等の額			備考
	改定月	短期		長期				短期	長期		
				厚生年金		退職等年金			厚生年金	退職等年金	
		等級	月額	等級	月額	等級	月額				
(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)

に改める。

」　　」

様式第３中

「　　「

現金支給額	備考		現金支給額	標準報酬							標準期末手当等の額			備考
				改定月	短期		長期				短期	長期		
							厚生年金		退職等年金			厚生年金	退職等年金	
					等級	月額	等級	月額	等級	月額				
(22)	(23)		(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)
		を												に改める。

」　　」

附　則

1　この規則は、平成27年10月１日から施行する。

2　この規則による改正前の職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。